解散命令公告

大崎市公告

　下記に掲げる組合は、その代表権を有する者が欠けており、又はその所在が知れないので、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

　令和７年４月15日　　大崎市長　伊藤　康志

記

命令の要旨

　中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

　鳴子漆器協同組合

　宮城県大崎市鳴子温泉字新屋敷122番地の２

教示

１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、大崎市長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

２　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（この処分についての審査請求を行った場合には、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に大崎市を被告として（訴訟において大崎市を代表する者は大崎市長となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

会社その他の公告

解散公告

　当社は、令和七年三月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

　令和七年四月十五日

　　北海道北見市美山町東四丁目八二番地二九

　　株式会社ＭＯＲＩ

　　代表清算人　森　　裕之

解散公告

　当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

　令和七年四月十五日

　　札幌市厚別区厚別中央三条三丁目二番一〇一二〇一号

　　折目コンサルタント有限会社

　　清算人　折目　雅良

解散公告

　当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

　令和七年四月十五日

　　北海道江別市野幌屯田町四三番地三

　　株式会社ウラカワメタル

　　代表清算人　浦川　英典